

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成21年11月から22年1月までは22万円、同年2月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年11月1日から22年3月1日まで
② 平成22年3月31日から同年4月1日まで

私は、当時、A社に勤務し、平成21年11月から22年3月まで厚生年金保険に加入していた。

しかし、申立期間①については、標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、平成22年3月31日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人に係る賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成21年11月から22年1月までは22万円、同年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が残っておらず、当時の担当者は退職しているため、届出及び保険料納付については不明である。」などと回答しているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、事業主が資格取得時の報酬月額を15万円として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人に係る平成22年分給与所得の源泉徴収票、雇用保険の加入記録、賃金台帳及び申立事業所の回答から判断すると、申立人は申立期間②において引き続き申立事業所に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、賃金台帳等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「届出については資料が残っていないため不明だが、申立期間②の保険料は納付したと思う。」と回答しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、事業主が平成22年3月31日を資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和46年3月から54年4月まで継続してA社に勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された人事資料等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録から、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年10月1日であることが確認できることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が昭和46年10月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合及び保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1429 (事案 101 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月までの期間、39 年 5 月から 40 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時、ほとんど実家にいなかったが、父親から、「将来のことを考えて国民年金保険料を払っているから安心しろ。」と聞いていた。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることから、記録の訂正を申し立てたが、納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。

この度、妻から、「父親の言葉を聞いていた。」という証言を得たので、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の父親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 40 年 4 月から同年 7 月の間と推認され、この時点では申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 40 年 4 月から同年 6 月までの保険料が同年 7 月に、38 年 7 月から 39 年 4 月までの保険料が 40 年 9 月に納付されており、国民年金の加入手続を行っ

た時期に現年度保険料を納付し、その後、時効となっていなかった期間の一部について、遡って納付したと考えるのが自然であり、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと話していた記憶があると記載した申立人の妻の「申立書」を提出しているが、当該申立書の記述及びそれに係る補足聴取からは、具体的な保険料の納付状況等は明らかにはならない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から57年3月まで
私の父親が、大学生であった私に代わって国民年金への加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。しかし、年金事務所の記録では、申立期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年4月頃に払い出されたことと推認できる上、申立人の被保険者資格取得日は、申立人が所持する年金手帳、国民年金受付処理簿、並びに申立人に係るA市及びB市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても同年同月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金への加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は、「申立人が20歳になった時、町役場の国民年金担当職員に相談して加入手続きを行い、保険料については免責（免除）手続きをするまで納付した。」と回答しているが、上記職員と思われる者は、「昔のことなので、覚えていない。」と供述している上、申立人の父親の回答内容は、申立期間当時の国民年金法における保険料の免除制度とは一致しないものとなっている。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び3年8月から4年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成3年8月から4年11月まで

結婚後、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、平成4年12月か5年1月頃に、A市役所又はB社会保険事務所（当時）の窓口で、今までの未納保険料を一括して納付したことを記憶しており、保険料の未納期間は無いはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成5年1月6日に婚姻後の姓で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続は婚姻日である4年12月*日から上記払出日までの間に行われたと推認され、その際、申立人は国民年金被保険者資格を2年3月30日に遡って取得しているところ、申立期間①は、当該加入手続時点で、国民年金保険料の納付に係る2年の時効により、既に保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成4年12月から5年1月頃までに申立期間①及び②の保険料をA市役所又はB社会保険事務所で一括して納付したと主張しているが、当該納付時期においては、申立期間②のうち3年8月から4年3月までの保険料は過年度保険料、同年4月から同年11月までの保険料は現年度保険料となるところ、いずれの機関においても現年度保険料と過年度保険料を一括して納付することはできず、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人に係るA市及びC市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②はそれぞれ未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 5 月まで

私は、昭和 51 年 4 月から 55 年 8 月まで、A 社が経営する B 店で勤務し、申立期間は、同社の関連会社である C 社で厚生年金保険に加入していたことを覚えている。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間は厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 53 年 1 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、その後、当該資格取得を取り消されたことが確認できる。

このことについて、D 年金事務所は、「資料は残っていないので、取消理由は不明であるが、C 社とは雇用関係の無い他社等の従業員を厚生年金保険に加入させていた可能性がある。また、同社では、申立人と同時に被保険者資格取得を取り消された者が 9 人いる。」と回答している上、これら 9 人のうち回答があった 4 人全員が勤務先は申立人と同じ B 店であったとしており、これらの状況を踏まえると、上記取消処理に不自然さは見当たらない。

また、上記取消処理に伴って、給与から控除された申立期間の厚生年金保険料が事業主から返還されたかどうかについて、申立人は、「返還されたかどうか覚えていない。」と供述しているが、上記 4 人のうちの 1 人は、「控除された保険料を返還してもらった。」と回答しており、申立人について異なる取扱いをする理由も見当たらないことから、控除された保険料は申立人にも返還されたものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、A 社は、厚生年金保険の適用事業所として

記録されていないことが確認できる上、D年金事務所からの回答によると、同社はE業及びF業が主体であったと考えられ、厚生年金保険の強制適用事業所に該当しなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。